明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

規則第三条第四号の野積倉庫及び規則第三条第五号の水面倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
規則第三条第七号の危険品倉庫	一　（略） 二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四第一項の指定数量以上のものに限る。以下単に「危険物」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第十一条の規定に適合していることを証する書類 三　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（同法第三条第一項第八号に掲げるものを除く。以下単に「高圧ガス」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類 四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス保安法」という。）第二条第一項に規定する液化石油ガス（以下単に「液化石油ガス」という。）を保管する倉庫（同法第三十六条第一項の規定による許可を受ける必要のあるものに限る。）にあっては、同項の許可を受けていることを証する書類 五　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第四号に規定する第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可を受ける必要のある事業所であるものに限る。以下単に「第一種事業所」という。）である倉庫にあっては、同法第五条第一項の規定に適合していることを証する書類 六～七　（略） 八‖　土地に定着した工作物である場合にあっては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 九‖　土地である場合にあっては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
規則第三条第八号の冷蔵倉庫	一～六　（略） 七‖　警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 （削る） 八　（略）

規則第三条第四号の野積倉庫及び規則第三条第五号の水面倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類
規則第三条第七号の危険品倉庫	一　（略） 二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（以下単に「危険物」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第十一条の規定に適合していることを証する書類 三　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（以下単に「高圧ガス」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類 四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス保安法」という。）第二条第一項に規定する液化石油ガス（以下単に「液化石油ガス」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第三十六条第一項の許可を受けていることを証する書類 五　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第四号に規定する第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可を受ける必要のある事業所であるものに限る。）である倉庫にあっては、同法第五条第一項の規定に適合していることを証する書類 六～七　（略） （新設） 八‖　照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類
規則第三条第八号の冷蔵倉庫	一～六　（略） （新設） 七‖　照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類 八　（略）